

<訪問介護利用料>

訪問介護サービスを提供した際の、利用料につきましては、厚生労働大臣が定める介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法廷代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額のご負担となります。

時間当たりの利用料（一回につき）

区分	サービス提供時間	基本	特定事業所加算 (一割)	合計額
身体介護が中心の場合	20分未満	167円	17円	184円
	20分以上30分未満	250円	25円	275円
	30分以上1時間未満	396円	40円	436円
	1時間以上1時間30分未満	579円	58円	636円
	1時間30分以上 (30分増す毎に追加されます)	84円	8円	92円
生活援助が中心の場合	20分以上45分未満	183円	18円	201円
	45分以上	225円	23円	248円

加算算定要件

区分	算定要件		備考
特定事業所加算 (II)	体制	① すべての訪問介護員等に対して個別の研修計画を作成し、研修を実施又は実施を予定していること。 ② 利用者に関する情報、サービス提供に当たっての留意事項の伝達又は訪問介護員等の技術指導を目的とした会議を定期的に開催すること。 ③ サービス提供責任者が、訪問介護員等に利用者に対する情報やサービス提供に当たっての留意事項を文書等の確実な方法により伝達してから開始し、終了後適宜報告を受けていること。 ④ すべての訪問介護員に対し、健康診断等を定期的に実施していること。 ⑤ 緊急時等における対応方法が利用者に明示されていること。	左記の要件をみたすことでの利用料一割加算とさせていただきます。
	人材	① 訪問介護員の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・実務者研修修了者・介護職員基礎研修過程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。	
初回加算	新規に訪問介護計画書を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員等が訪問介護を行う際に同行訪問した場合		200単位

区分	算定要件	備考
緊急時加算	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネジャーと連携を図りケアマネジャーが必要と認めたときに、サービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合	100単位
時間外加算	平常の時間帯（午前8時から午後6時）以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割り増し料金が加算されます。割り増し料金は、介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。	夜間 (午後6時から午後10時まで) 25%
		早朝 (午前6時から午前8時まで) 25%
		深夜 (午後10時から午前6時まで) 50%
介護職員処遇改善加算（I）	<ul style="list-style-type: none"> 賃金改善に関する計画並びに実施期間、実施方法、その他の介護職員の処遇改善の計画等を記載した介護職員処遇改善計画書を作成し、すべての介護職員に周知し、都道府県知事に届け出ていること。 	利用者負担金×13.7%
介護職員等特定処遇改善加算（I）	<ul style="list-style-type: none"> 介護福祉士の配置等要件（I）を算定している場合 	利用者負担金×6.3%
介護職員等ベースアップ等支援加算	<ul style="list-style-type: none"> 処遇改善加算（I）を取得していること 加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に使用すること 	利用者負担金×2.4%
生活機能向上連携加算	<ul style="list-style-type: none"> サービス提供責任者が、訪問リハビリテーション事業所又は指定通所リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「理学療法士等」という）による指定訪問リハビリテーション又は指定通所リハビリテーションの一環として利用者の自宅を訪問する際に同行し、理学療法士等と共同して行ったアセスメント結果に基づき訪問介護計画書を作成していること。 当該理学療法士等と連携して訪問介護計画書に基づくサービス提供していること。 当該計画に基づく初回の当該指定訪問介護が行われた日から3ヶ月間、算定できること。 	100単位／月

キャンセル料について

連絡時間	キャンセル料
サービス利用日の前日午後5時30分まで	無料
サービス利用日の前日午後5時30分以降	1,000円

但し、ご利用者の容態の急変など緊急やむを得ない事情がある場合には、キャンセル料は不要です。キャンセル料は、利用料に併せてお支払い頂きます。